

フォルティス日本中小型株オープン (愛称 虎視眈々)

追加型投信 / 国内 / 株式

本書は金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 13 条の規定に基づく目論見書です。
 ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書 (以下「請求目論見書」といいます。)は、下記委託会社のホームページに掲載しています。
 また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式・中小型株))	年 2 回	日本	ファミリー ファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この投資信託説明書 (交付目論見書) により行う「フォルティス日本中小型株オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2012 年 4 月 27 日に関東財務局長に提出しており、2012 年 4 月 28 日にその届出の効力が生じております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号) に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。

投資信託の財産は、受託会社において、信託法に基づき分別管理されています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]



BNPパリバ インベストメントパートナーズ株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長 (金商) 第 378 号
 設立年月日 : 1998 年 11 月 9 日 資本金 : 4 億 5,000 万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 : 2,608 億円
 (資本金、運用純資産総額は 2012 年 8 月末現在)

照会先 電話番号 : 0120-996-222
 (受付時間 : 毎営業日 午前 10 時 ~ 午後 5 時)
 ホームページ : <http://www.bnpparibas-jp.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
株式会社りそな銀行

ファンドの目的 特色

ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

主として、フォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)を投資対象とし、マザーファンドを通じて実質的に以下のような運用を行います。

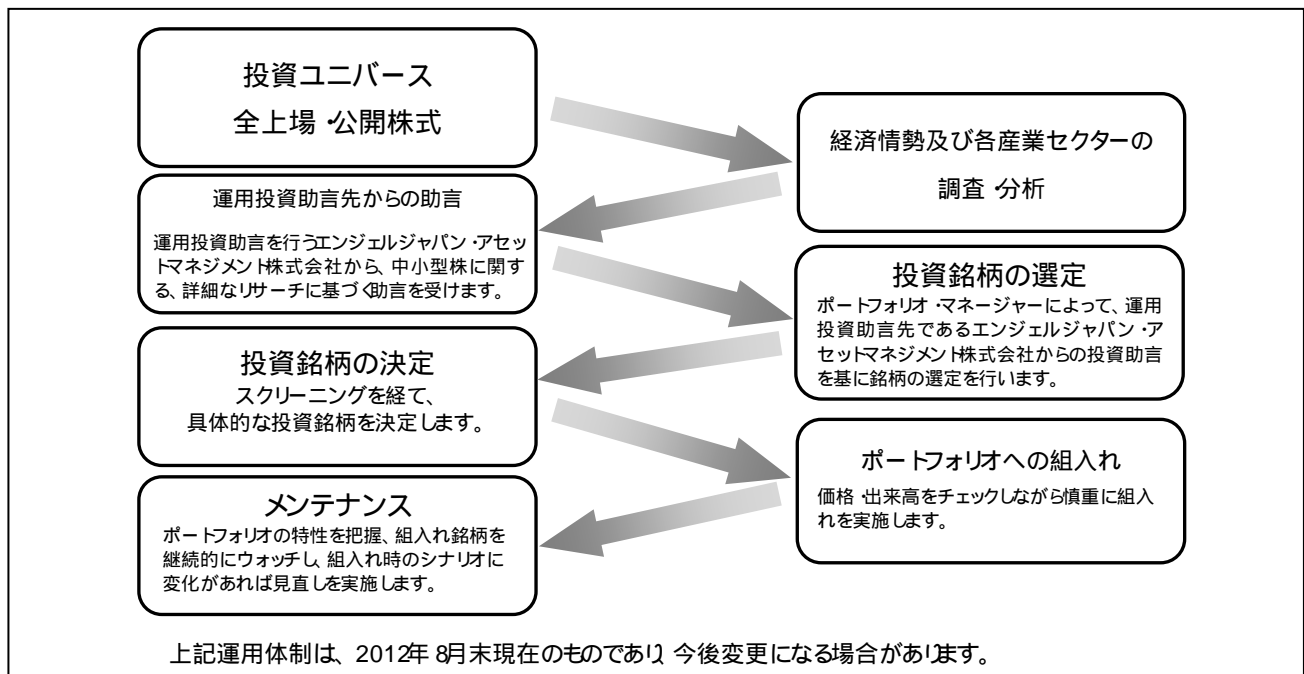
企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。

組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・サーチを基本とし、(イ)中長期高成長戦略の有無、妥当性、(ロ)短期的業績の信頼性、(ハ)企業経営者の理念、志、(ニ)財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から投資助言を受けます。

投資者が直接投資するには情報が比較的少なく、判断が難しいとされる一方、業績の高い伸びが株価に反映されやすい革新的な高成長企業をボトムアップ・サーチ(個別直接面談調査)により厳選し、慎重に分散投資を行うファンドです。

当ファンドの投資プロセス



<運用投資助言を行うエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社のご紹介>

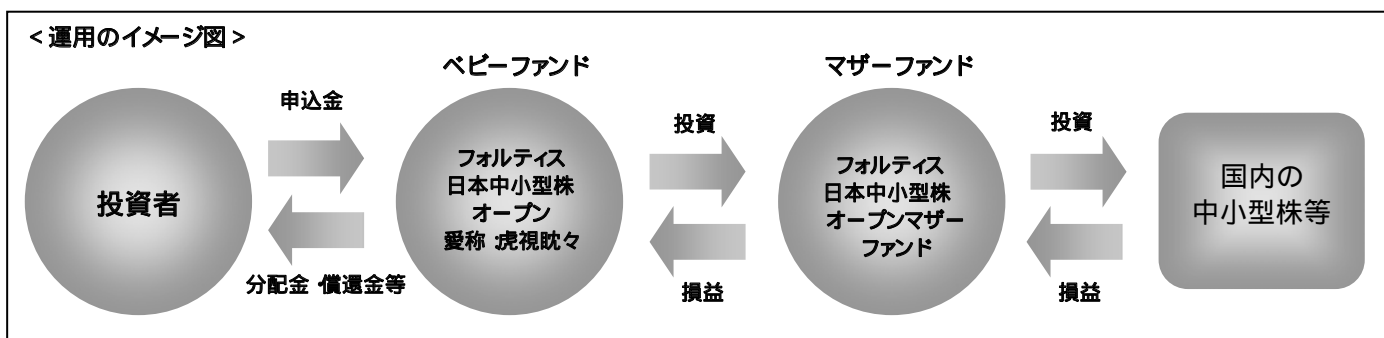
エンジェルジャパン・アセットマネジメントは、「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念のもと、革新的な成長企業を厳選投資助言し続ける投資顧問会社です。調査・助言にあたっては、経営者への定期的な個別直接面談調査を徹底し、完全なチーム運用で行っています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式による運用

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまが投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。



主な投資制限

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

毎年1月30日、7月30日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、每期、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

< 当ファンドのリスクの特性 >

当ファンドの実質的な投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は取引される株式数が少なく、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的评价の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。
流動性リスク	組入れられている株式の市場規模や取引量が少ないために、売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。
信用リスク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第3条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に購入、換金ができなくなることもあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダク部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。業務部門は日々のトレード約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、2012年8月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額	4,263円
純資産総額	50百万円

基準価額は 1円口当たり

分配の推移

2010年7月	0円
2011年1月	0円
2011年7月	0円
2012年1月	0円
2012年7月	0円
設定来累計	300円

1円口当たり(税引前)

基準価額(税引前分配金込)は、分配金(税引前)を累計加算したものととして算出しております。また、基準価額は信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

投資状況

資産の種類	純資産比率(%)
フォルティス日本中小型株オープンマザーファンド	99.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.43
合計	100.00

投資状況(マザーファンド)

資産の種類	純資産比率(%)
株式	96.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.21
合計	100.00

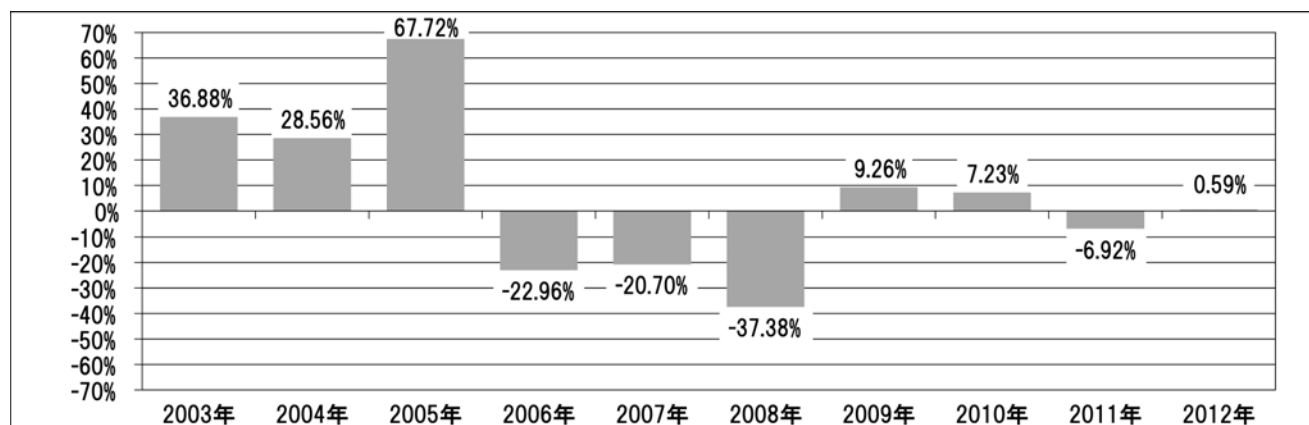
組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	レーザーテック	電気機器	3.71
2	ビジョン	その他製品	3.68
3	ワコム	電気機器	3.52
4	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	3.47
5	プロコーポレーション	情報・通信業	3.33
6	メガチップス	電気機器	3.24
7	あみやき亭	小売業	3.13
8	ホシザキ電機	機械	3.07
9	MARUWA	ガラス・土石製品	2.96
10	朝日インテック	精密機械	2.90

純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

年間収益率の推移



収益率を暦年ベースで表示しております。2012年は年初から8月末までの収益率です。

収益率は、各年末の基準価額に年間の分配金累計を加算した額を前年末の基準価額で除して算出しています。

当ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

* 運用実績は、別途適時開示しており、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般コース：1万円以上 1万円単位 / 自動けいぞく投資コース：1万円以上 1円単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	一般コース：1万円単位 / 自動けいぞく投資コース：1円単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午前12時までに販売会社が受付けた分を、当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2013年4月28日から2013年4月30日まで 申込期間は2013年4月30日までとさせて頂いておりましたが、2013年4月2日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2013年2月2日から開始致します。2013年2月2日現在繰上償還の可否は未定ですが、2013年2月2日から2013年3月2日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは、委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、委託会社は購入、換金のお申込受付を中止すること及び既に受付けた購入、換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	無期限（2000年1月31日設定） 信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、2013年4月2日付で繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、2013年2月2日から開始致します。2013年2月2日現在繰上償還の可否は未定ですが、2013年2月2日から2013年3月2日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2013年4月2日に信託を終了（繰上償還）する予定です。
繰上償還	受益権の口数が10億円を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年1月30日、7月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎計算期末及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用が可能です。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。										
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3% を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。										
投資者が間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に、年率1.68% (税抜 1.60%) を乗じて得た額とします。 信託報酬は、毎日計算され、毎計算期末または信託終了のときにファンドよりご負担いただきます。信託報酬の配分は以下の通りです。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>信託報酬率</th> <th>純資産総額に対して</th> <th>年率1.68% (税抜 1.60%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.9975% (税抜 0.95%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.5775% (税抜 0.55%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.1050% (税抜 0.10%)</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率	純資産総額に対して	年率1.68% (税抜 1.60%)	配分	委託会社	年率0.9975% (税抜 0.95%)	販売会社	年率0.5775% (税抜 0.55%)	受託会社	年率0.1050% (税抜 0.10%)
	信託報酬率	純資産総額に対して	年率1.68% (税抜 1.60%)								
	配分	委託会社	年率0.9975% (税抜 0.95%)								
販売会社		年率0.5775% (税抜 0.55%)									
受託会社		年率0.1050% (税抜 0.10%)									
信託事務の諸費用	ファンドの財務諸表の監査に要する費用、法定書類の作成・印刷費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。										
その他の費用・手数料	<p>上記以外の費用・手数料</p> <p>ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等、先物・オプション取引に要する費用、ファンドの換金に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等を、その都度ファンドからご負担いただきます。</p> <p>その他の費用・手数料については、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものがあるため、事前に料率、上限等を表示することができません。</p>										

当ファンドの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10.147%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147%

上記は2013年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

